

## ◎ 補助対象者

### 1. 共通事項

- (1) 個人が所有するもの
- (2) 町税等の滞納がない方(同一世帯に属する者を含む。)

### 2. 『危険な空家等除却事業』

- (1) 補助対象物の登記事項証明書等に所有者として記録されている方、又はその相続人
- (2) (1)より委任を受けた者

### 3. 『危険なブロック塀等除却等事業』 『危険な樹木伐採事業』 共通

- (1) 補助対象物の所有者、又はその相続人
- (2) (1)より委任を受けた者

## ◎ 補助対象物

### 1. 『危険な空家等除却事業』(危険な空家等)

- (1) 条例第8条第1項の規定による指導、又は助言を受けていること。若しくは、指導、又は助言の必要なもの
- (2) 床面積が20平方メートル以上であること。
- (3) 所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないこと。
- (4) 所有者等が故意に破損させた空き家でないこと。
- (5) 「空家危険度調査票」の採点の合計が40点以上であること、若しくは昭和56年以前の建物で「空家等実態調査・外観調査票」の総合評価がA、又はB以外であること。

### 2. 『危険なブロック塀等除却等事業』(危険なブロック塀等)

- (1) 道路等や児童利用施設等に面しているブロック塀等であること。
- (2) 安全性が確認できないブロック塀等であること。(町の調査により、除却等の指導が必要なもの)
- (3) 撤去するブロック塀等の高さは、地面から概ね1m以上のもので、延長が概ね3m以上であること。

### 3. 『危険な樹木伐採事業』(危険な樹木)

- (1) 強風等により倒木した場合に危険となる道路等や児童利用施設等、住宅等より概ね20mの範囲に面している樹木であること。
- (2) 直径が概ね20cm以上で、かつ樹高が概ね5m以上であること。

## ◎ 補助対象経費

※「経費」とは消費税込の金額をいう。

### 1. 共通事項

- (1) 補助対象者が発注する補助対象物の工事等であること。
- (2) 建設業法許可業者等が請け負う工事等であること。
- (3) 八峰町登録業者(※)が請け負う工事等であること。
- (4) 交付決定後に着手し、申請年度内に実績報告が可能な工事等であること。

※「八峰町登録業者」とは…。

八峰町に一般競争(指名競争)参加資格申請書を提出し、資格審査委員会により登録された業者、又は小規模修繕等登録業者のことです。

### 2. 『危険なブロック塀等除却等事業』

- (1) ブロック塀等の解体処分等に係る工事等であること。
- (2) 除却後、再設置する場合において、安全なフェンス等の設置に係る工事等であること。

### 3. 『危険な樹木伐採支援事業』

- (1) 伐採後の切株の高さが、概ね50cm以下になる工事等であること。

ただし、次に掲げる経費等については補助対象としません。

- (1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象になっている場合
- (2) 建て替え、及び土地を売買するための工事等である場合
- (3) 補助金の交付が適当でないと認められる場合

## ◎ 申請に必要な書類(手続き)

八峰町安全安心なまちづくり推進事業補助金交付申請書(様式第1号)

《添付書類》

～必ず提出が必要な書類～

- (1) 請負契約書、又は請書の写し
- (2) (1)の内訳書
- (3) 実施箇所図(住宅地図等の写し)
- (4) 現況写真

～該当する場合に、提出が必要な書類～

- (5) 条例第8条第1項により通知された改善指導書の写し(『危険なブロック塀等除却等事業』『危険な樹木伐採事業』の場合は不要)
- (6) 相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本
- (7) 委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状
- (8) 登記事項証明書等(『危険なブロック塀等除却等事業』『危険な樹木伐採事業』の場合は不要)
- (9) 補助対象工事を行う八峰町登録業者の建設業許可証の写し又は建設リサイクル法第23条第2項の規定による通知の写し(『危険な樹木伐採事業』の場合は不要)
- (10) 従前の除却補助金の交付を受けている場合は、八峰町空家除却推進事業補助金交付額確定通知書の写し
- (11) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

## ◎ 申請回数に関する制限

### 1. 共通事項

- (1) 補助金の交付申請回数については、それぞれの支援事業ごとに定められた限度額内であれば、複数回にわけて申請することが可能です。

## ◎ 申請書の提出先等

- 《提出先》 総務課防災まちづくり室まで持参してください。(郵送不可)
- 《提出者》 申請者のほか、施工業者等による代行申請も可能です。(委任状不要)
- 《受付期間》 令和4年4月1日(金)～翌年3月31日(金)
- 《受付時間》 月曜日から金曜日の8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

## ◎ 問合せ先(担当課)

〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地  
八峰町役場 総務課防災まちづくり室  
TEL 0185-76-4666 FAX 0185-76-2113  
mail [bosai@town.happou.akita.jp](mailto:bosai@town.happou.akita.jp)